

# 服務規律の保持に関する緊急ミーティング 実施報告

令和3年10月12日

総務部職員課

## 1 対象所属及び回答率

○対象所属数 128 所属

○回答率 100%

## 2 ミーティング実施状況

### (1)全所属職員に対する緊急ミーティング等の実施

○実施率 128所属全て実施(100%)

○確認事項

- ・「東広島市職員行動理念」唱和の実施状況(3に記載)
- ・令和3年9月28日付「服務規律の保持について(依命通達)」(確認済み)
- ・「東広島市職員の倫理等に関する指針」の確認(確認済み)
- ・利害関係者との飲食行為、遊興行為等、市民の疑惑を招く行為の有無(該当なし)
- ・職務の相手方からのサービス提供、便宜の供与等の有無(該当なし)

### (2)ミーティング実施期間

○9/28(火)～10/8(金)

## 3 「東広島市職員行動理念」唱和の実施状況について

○唱和の実施状況 週2回 15.6%(20所属)

週1回 71.9%(92所属)

実施なし 12.5%(16所属) ※主に保育所

## 4 その他各所属からの主な報告事項

- ・緊急ミーティング以降、毎日職場で唱和を実施する。
- ・職員の倫理観の醸成に向け、職員のモチベーション向上や、働き方の見直し、事務事業の見直し等をしっかりと進めていくことを考えていきたい。
- ・モラル意識の保持は各職員に必要不可欠だが、事象が発生しにくい組織づくりも非常に大切である。
- ・組織全体の再発防止策として、「個人の連絡先を教えない。」「個人の携帯電話を使用しない。」「同じ所属(ポジション)に長期間いることが、癒着の温床となるのではないか。」などが挙げられた。
- ・関連した事項で個々に心配事等がある場合は、個別に相談するように指示をした。

## 5 今後の対応方針について

○行動理念唱和の励行、ベストプラクティス等を通じた行動理念の理解・実践の促進

○職員の倫理観醸成につなげるための取組み(モチベーション向上、事務事業見直し等)検討

○業務ミーティングの重要性について再認識すること